

福岡市公報

令和 8 年 8 月 6 日 第7258号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目

次—

ページ

規

則

○福岡市市税帳票等様式規則の一部改正（第57号）…………… 1

規

則

福岡市市税帳票等様式規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 8 月 6 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第57号

福岡市市税帳票等様式規則の一部を改正する規則

福岡市市税帳票等様式規則（平成17年福岡市規則第58号）の一部を次のように改正する。

本則第14項中「寄附金指定申請書」の次に「（法人又は団体用）」を加える。

本則中第71項を第73項とし、第16項から第70項までを2項ずつ繰り下げ、本則第15項中「寄附金指定変更届出書」の次に「（法人又は団体用）」を加え、同項を本則第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 寄附金指定変更届出書（公益信託用） 様式第49号の3の2

本則第14項の次に次の1項を加える。

15 寄附金指定申請書（公益信託用） 様式第49号の2の2

別記様式第49号の2中「寄附金指定申請書」の次に「（法人又は団体用）」を加え、「法人等の名称」を「法人又は団体の名称」に、「第21条による」を「第21条（第1号、第2号又は第4号に係る部分に限る。）に規定する」に、

「□所得税法第78条第2項第3号

□所得税法第78条第3項」を「□所得税法第78条第2項第3号」に改め、

「（同条第3項の規定により同条第2項に規定する特定寄附金とみなされるものを含む。）」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第49号の 2 の 2

寄附金指定申請書（公益信託用）

		整理番号			
受付印 年 月 日 (宛先) 福岡市長	(フリガナ)				
	公益信託の名称				
	(フリガナ)				
	受託者の氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名)				
	受託者の住所(法人の場合は主たる事務所の所在地)	〒			
		電話 () -			
	認可年月日	年 月 日	信託事務年度	月 日 ~	月 日
福岡市市税条例第21条（第3号に係る部分に限る。）に規定する寄附金の指定を受けたいので、同条例第21条の2第2項の規定により申請書を提出します。					
事業の概要					
上記の寄附金が市民の福祉の増進に寄与する理由					
備考					
添付書類	☐ 所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金に該当する事実を証明する書類 [書類の名称:] ☐ 信託行為の内容が分かる書類（信託契約、遺言証書等） ☐ 事業計画書又は事業の概況を記載した書類 ☐ その他 []				

(注) 該当する□にレ点をつけてください。

別記様式第49号の3中「寄附金指定変更届出書」の次に「（法人又は団体用）」を加え、「法人等の名称」を「法人又は団体の名称」に、「同条第2項」を「同条第3項」に改め、「（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第49号の 3 の 2

寄附金指定変更届出書（公益信託用）

		整理番号	
受付印 年 月 日 (宛先) 福岡市長	(フリガナ) 公益信託の名称		
	(フリガナ) 受託者の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）		
	受託者の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）	〒	
	認定年月日	年 月 日	信託事務年度
福岡市市税条例第21条の2第2項の規定により提出した申請書又は添付書類の内容について変更が生じたので、同条第3項の規定により届け出ます。			
変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
備 考			
添付書類	☐ 所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金に該当する事実を証明する書類 [書類の名称：] ☐ 信託行為の内容が分かる書類（信託契約、遺言証書等） ☐ 事業計画書又は事業の概況を記載した書類 ☐ その他 []		

(注) 1 該当する□にレ点をつけてください。
2 この届出書には、変更の内容を明らかにするために必要な書類の写しを添付してください。

別記様式第49号の4中「第21条の2第6項」を「第21条の2第7項」に改める。

別記様式第61号中

住 所		を
-----	--	---

住 所	電話番号	に改める。
-----	------	-------

別記様式第65号中

納 税 義 務 者 住 所		を
------------------	--	---

納 税 義 務 者 住 所	電話番号	に改める。
------------------	------	-------

別記様式第65号の2の1中

納 税 義 務 者 住所又は所在地		を
----------------------	--	---

納 税 義 務 者 住所又は所在地	電話番号	に、「第13条」を「第
----------------------	------	-------------

15条」に改める。

別記様式第65号の2の2中

納 税 義 務 者 住 所		を
------------------	--	---

納 税 義 務 者 住 所	電話番号	に、「附則第12条第19
------------------	------	--------------

項」を「附則第12条第20項」に改める。

別記様式第65号の4の2中

納 税 義 務 者 住 所		を
------------------	--	---

納 税 義 務 者 住 所	電話番号	に、「第13条」を「第15
------------------	------	---------------

条」に改める。

別記様式第65号の4の3中

「納税義務者住所」を

「納税義務者住所電話番号」に、「第13条」を「第15

条」に改める。

別記様式第65号の4の4中

「納税義務者住所」を

「納税義務者住所電話番号」に、「附則第12条第48項」

を「附則第12条第49項」に改める。

別記様式第65号の5中

「納税義務者住所」を

「納税義務者住所電話番号」に、「附則第12条第19項」

を「附則第12条第20項」に改める。

別記様式第89号（4枚目）中

管理係長	(区)出納員検査印

を

(区)出納員検査印

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和9年1月1日から施行する。ただし、別記様式第61号、様式第65号、様式第65号の2の1、様式第65号の2の2、様式第65号の4の2、様式第65号の4の3、様式第65号の4の4、様式第65号の5及び様式第89号の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 福岡市市税条例の一部を改正する条例（令和8年福岡市条例第43号。次項において「改正条例」という。）附則第6項の規定により提出する申請書は、令和9年1月1日前においても、この規則による改正後の福岡市市税帳票等様式規則（次項において「新規則」という。）別記様式第49号の2の2の規定の例により作成する帳票によることができる。

- 3 改正条例附則第 7 項の規定による届出は、令和 9 年 1 月 1 日前においても、新規則別記様式第49号の 3 の 2 の規定の例により作成する帳票によることができる。

